

国立大学法人大分大学法人規則

平成18年3月27日制定全部改正
平成18年規則第4号

国立大学法人大分大学法人規則（平成16年規則第1号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の組織及び管理運営について基本的な事項を定める。

（目的及び設置）

第2条 法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、教育、福祉、医療、環境、産業経済、科学技術などに関する教育・研究の充実を図り、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成するとともに、地域の発展ひいては国際社会の平和と発展に貢献し、人類福祉の向上と文化の創造に寄与することを目的とし、大分大学（以下「本学」という。）を設置する。

（所在地）

第3条 法人の所在地は、大分市大字旦野原700番地とする。

第2章 構成員

（役員及び職員）

第4条 法人の役員は、次のとおりとする。

- （1） 学長
- （2） 理事
- （3） 監事

2 法人の職員は、次のとおりとする。

- （1） 教育職員
- （2） 事務職員
- （3） 技術職員
- （4） 教務職員
- （5） 技能職員
- （6） 労務職員
- （7） リサーチ・アドミニストレーター
- （8） フルタイム職員
- （9） パートタイム職員
- （10） 特任教員
- （11） 嘱託職員
- （12） 職域限定職員
- （13） 外国人研究員

3 前二項に規定する役員及び職員に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 組織

（役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会）

第5条 法人に、次の会議を置く。

- （1） 役員会
- （2） 学長選考・監察会議
- （3） 経営協議会
- （4） 教育研究評議会

2 前項に規定する会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第5条の2 法人に、教員組織を置く。

2 前項に規定する教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究組織)

第6条 本学に、次の学部を置く。

- (1) 教育学部
- (2) 経済学部
- (3) 医学部
- (4) 理工学部
- (5) 福祉健康科学部

2 本学に、次の大学院研究科を置く。

- (1) 教育学研究科
- (2) 経済学研究科
- (3) 医学系研究科
- (4) 理工学研究科
- (5) 福祉健康科学研究科

3 本学に、全国共同利用研究施設として、グローバル感染症研究センターを置く。

4 本学に、教育マネジメント機構を置く。

5 本学に、研究マネジメント機構を置く。

6 本学に、クライシスマネジメント機構を置く。

7 本学に、学術情報拠点を置く。

8 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

- (1) 地域連携プラットフォーム推進機構
- (2) 減災・復興デザイン教育研究センター

9 本学に、教育研究に必要な施設として保健管理センターを置く。

10 本学に、IRセンターを置く。

11 第1項第1号に規定する教育学部に、次の附属施設を置く。

- (1) 附属幼稚園
- (2) 附属小学校
- (3) 附属中学校
- (4) 附属特別支援学校
- (5) 附属教育実践総合センター

12 第1項第3号に規定する医学部に、次の附属施設を置く。

- (1) 附属病院
- (2) 附属医学教育センター
- (3) 附属地域医療学センター
- (4) 附属先端分子イメージングセンター
- (5) 附属臨床医工学センター

13 第11項第4号に規定する附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行う。

(教授会及び研究科委員会)

第7条 学部又は大学院研究科に、審議機関として教授会又は研究科委員会を置く。

2 前項に規定する教授会及び研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(組織の長)

第8条 第6条第1項から第12項までに規定する組織に、それぞれ学部長、大学院研究科長、グローバル感染症研究センター長、教育マネジメント機構長、研究マネジメント機構長、クライシスマネジメント機構長、学術情報拠点長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター

所長，IRセンター長及び学部附属施設の長を置く。

- 2 前項に規定する組織の長は，必要に応じ，当該組織の長を補佐するための職員を置くことができる。
- 3 第1項に規定する組織の長に関し必要な事項は，別に定める。

(その他の組織)

第8条の2 法人に，この規則に定めるもののほか，必要な組織を置くことができる。

第4章 執行補佐体制等

(副学長等)

第9条 本学に，学長の職務を助けるため，副学長，学長特命補佐及び学長補佐を置くことができる。

- 2 前項に規定する副学長，学長特命補佐及び学長補佐に関し必要な事項は，別に定める。

(学長室)

第10条 法人に，学長の職務を補佐するため，学長室を置く。

- 2 前項に規定する学長室に関し必要な事項は，別に定める。

第11条 削除

(長期戦略等策定会議)

第12条 法人に，長期戦略等の策定に関し学長を補佐するため，長期戦略等策定会議を置く。

- 2 前項に規定する長期戦略等策定会議に関し必要な事項は，別に定める。

(運営会議)

第13条 法人に，学長を補佐し，法人の運営に関する連絡・調整を行うことを目的に運営会議を置く。

- 2 前項に規定する運営会議に関し必要な事項は，別に定める。

(その他の会議等)

第14条 法人に，学長が人事，評価，ダイバーシティ及びオープンサイエンスに関する事項を審議するため，次の各号に掲げる会議及び委員会を置く。

- (1) 人事政策会議
- (2) 評価委員会
- (3) ダイバーシティ推進会議
- (4) オープンサイエンス推進会議

- 2 前項に規定する会議及び委員会に関し必要な事項は，別に定める。

(事務局及び監査室)

第14条の2 法人に，事務組織として，事務局及び監査室を置く。

- 2 前項に規定する事務組織に関し必要な事項は，別に定める。

第5章 その他

(役員及び職員の就業)

第15条 役員及び職員の就業に関し必要な事項は，別に定める。

(財務及び会計)

第16条 財務及び会計に関し必要な事項は，別に定める。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか，組織及び運営に関する重要事項は，特に法令等の定め

がない限り役員会で定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第15号）

この規則は、平成18年6月21日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学法人規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成19年規則第3号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法施行規則別表第2に規定する大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校は、当分の間、通称として大分大学教育福祉科学部附属養護学校と称することができる。

附 則（平成19年規則第10号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、平成20年2月7日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学法人規則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20年規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第11号）

この規則は、平成20年4月30日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学法人規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成21年規則第12号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第14号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第6号）

- 1 この規則は、平成22年3月23日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学法人規則の規定は、同年2月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の国立大学法人大分大学法人規則第6条第7項第3号に規定する附属地域医療学センターは、平成27年1月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年規則第18号）

この規則は、平成22年12月27日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学法人規則の規定は、同年12月9日から適用する。

附 則（平成23年規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第13号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第14号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第14号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第25号）

この規則は、平成25年12月25日から施行する。

附 則（平成26年規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第22号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に置かれている教育福祉科学部については、この規則の施行の日からその在学する者がいなくなる日までの間、なお存続するものとする。

附 則（平成27年規則第26号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第30号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第13号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に置かれている工学部については、この規則の施行の日からその在学する者がいなくなる日までの間、なお存続するものとする。

附 則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第10号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第18号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第8号）
この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第2号）
この規則は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（令和元年規則第4号）
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第5号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第10号）
この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第6号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第10号）
この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第12号）
この規則は、令和2年9月28日から施行する。

附 則（令和3年規則第1号）
この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第8号）
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第1号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第2号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第15号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第2号）
この規則は、令和5年2月28日から施行する。

附 則（令和6年規則第6号）
この規則は、令和6年6月19日から施行する。

- 附 則（令和7年規則第1号）
- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の日の前日に置かれている工学研究科については、この規則の施行の日からその在学する者がいなくなる日までの間、なお存続するものとする。